

# 自動採水装置（水質第2課） 仕様書

（令和6年度）

# 自動採水装置（水質第2課）仕様書

## 第1章 一般事項

### 1 適用範囲

この仕様書は、京都市の水環境保全センターに流入する下水から、河川への放流水に至る各処理状況を確認し、適切な運転管理を行うための水質検査試料を採取するもので、各種設定に基づいた正確な採水及び試料変質を防止するための冷蔵保存ができる自動採水装置購入に適用する。

### 2 購入機器及び数量

自動採水装置（付属品を含む） 2台

### 3 納入場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1  
水質管理センター水質第2課

### 4 納入期限

本品の納入期限は、令和7年3月15日とする。

### 5 疑義の確認

入札に際して、事前に仕様書を精査し、更に現場の状況を熟知したうえ、万一疑義のある場合は入札前に水質第2課担当者（以下「担当者」という。）を確認しておくこと。

### 6 法令などの遵守

受注者は、作業の施工に当たり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本作業に関係するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従うこと。

### 7 損害補償

受注者は機器等の現場搬入時に既設構造物、機器、道路等を損傷した場合、及び第三者に損害を与えた場合は、復旧又は賠償の責任を負うこと。

### 8 写真撮影

受注者は機器据付けの際に記録写真（カラー）を撮影し、年月日、説明などを書き添えて、写真帳に整理し提出すること。

## 第2章 特記事項

### 1 品名

自動採水装置（水質第2課）

### 2 設置場所

- (1) 鳥羽水環境保全センター E系処理水
- (2) 鳥羽水環境保全センター 第2返流水

### 3 仕様

#### (1) 本体

- ア 外形寸法：高さ 2m、幅 1m、奥行き 1m 以内
- イ 主材質：SUS304
- ウ 表示：TFT カラータッチパネル

#### (2) 機能

- ア 採水方式：ダイヤフラム式真空／加圧ポンプによる真空圧採水
- イ 採水速度：横引き 3m、揚程 6.2m で 0.9m/sec 以上
- ウ 重量：約 300kg（鳥羽 E系処理水）  
約 330kg（鳥羽第2返流水）
- エ 採水揚程：低揚程 8.5m（鳥羽 E系処理水）  
高揚程 20m（鳥羽第2返流水）
- オ 採水精度：(再現性) ±2%以内
- カ 計量部：500ml（50～500ml での採水量可変型）
- キ 試料ボトル：2L×24本（ディスクリート採水）、10L×1本（コンポジット採水）
- ク 採水ホース：内径φ9.5mm の耐圧ホース（遮光性に優れ、ホース内部への藻の発生等を抑制できるもの。接続用コネクター及び先端にストレーナー付き）
- ケ 入力：タッチパネルによるプログラミング

#### (3) 採水モード

- ア 時間比例採水
- イ 外部信号による流量比例採水
- ウ 外部信号（アナログ信号、接点信号）による異常時採水
- エ 不等間隔採水

#### (4) 採水方法

- ア 手動によるシングル採水
- イ 採水プログラムによるコンポジット及びディスクリート採水
- ウ マルチ採水（マルチボトル採水・マルチサンプル採水）

#### (5) その他

- ア 採水間隔：時間比例 1～1440 分（分単位）、流量比例 1～9999（流量単位）
- イ 分割採水回数：1～999 回
- ウ データロガー機能：採水時刻、採水モード、ボトル No.、庫内温度、採水結果、アナログ瞬時値等を記録し、USB メモリー等でデータ回収が可能なこと。
- エ 試料保存部冷蔵庫：周囲温度 0～50℃に対し安定した冷蔵機能を有すること。
- オ 電 源： AC100V（鳥羽 E 系処理水）  
AC200V（鳥羽第 2 返流水）
- カ 設置方法：定置式

#### 4 納入据付作業

- (1) 受注者は、自動採水装置の撤去・新設作業日について担当者と協議し、2 週間程度前までに決定すること。
- (2) 既設自動採水装置の冷媒を回収すること。
- (3) 既設自動採水装置を撤去し、新設自動採水装置を同じ場所に設置すること。
- (4) 流量信号等、外部信号の接続を行うこと。
- (5) 自動採水装置設置完了後、各採水モードで試運転を行い、正常な採水動作を確認すること。

#### 5 保証

通常的使用方法において装置の異常等が発生した場合は、直ちに無償にて修理・改善等の措置をとること。ただし、消耗部品等については局支給とする。

なお、保証の期間については、契約後翌年度の 3 月末日までとする。

#### 6 既設自動採水装置の適正処理

今回撤去する自動採水装置については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分すること。当該廃棄物については、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストを発行し、廃棄処理が適正に行われていることを確認するとともに、その A 票、B 2 票、D 票等の写しを担当者に提出すること。

なお、管理票は 5 年間保存しなければならない。

#### 7 提出書類

受注者は下記の書類を提出すること。

- (1) 着手前・完了後
  - ・再委託承諾申請書（再委託する場合）
  - ・機器仕様書
  - ・完成図面
  - ・取扱説明書
  - ・作業写真

- ・納品書
- ・請求書
- (2) 産業廃棄物に係る提出書類
  - ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
  - ・産業廃棄物処理契約書及び許可書の写し
  - ・産業廃棄物運搬契約書及び許可書の写し
- (3) 冷媒回収に係る提出書類
  - ・回収依頼書 または 委託確認書
  - ・引取証明書

## 自動採水装置(水質第2課) 費用内訳(総括)

名称	仕様	数量	単位	単価	金額	摘要
機器費		1	式			第1号内訳書
工事費		1	式			第2号内訳書
運送費		1	式			
試運転調整費		1	式			第3号内訳書
既設機器冷媒回収費		2	台			
既設機器処分費		2	台			
一般管理費		1	式			
小計						
消費税及び地方消費税相当額						10%
合計						





